

価格高騰重点支援給付金（追加分）のご案内

この給付金は、令和5年7月に実施した「価格高騰重点支援給付金」（1世帯あたり3万円）の追加交付となるもので、該当する世帯へは1世帯あたり7万円を支給します。ただし、**支給要件が異なるため、追加分については支給されない世帯もあります。**

■ 給付金の支給額

1世帯あたり **7** 万円

■ 支給対象と支給手続き

基準日（令和5年12月1日）に神石高原町に住民登録がある世帯

世帯全員が令和5年度「**住民税非課税**」の世帯

ただし、住民税が課税されている者に扶養されている者のみからなる世帯を除く
※前回と要件が異なります

「価格高騰重点支援給付金
（1世帯あたり3万円）」を**受給済み**

「価格高騰重点支援給付金
（1世帯あたり3万円）」を
受給済でない

前回受給時と
世帯構成が**同じ**

前回受給時と
世帯構成に**異動あり**

神石高原町から書類が届きます

手続き不要です

令和6年1月31日（水）に、3万円を支給した口座へ振込みます。
※給付金の辞退や振込先を変更する場合は申し出が必要です

確認書の**返送が必要**です

書類審査後2週間以内に、指定された口座に振込みます。
返信期限：令和6年4月15日（月）

Q 「住民税が課税されている者に扶養されている者のみからなる世帯を除く」とはどういうこと？

A 例えば、子ども（課税者）に扶養されている高齢者夫婦の世帯や、別居している親（課税者）に扶養されている学生の一人暮らしなどのことで、今回は支給対象となりません。

※DVなどで住所地以外に避難中の方も給付金をご自身で受給できる可能性があります。手続きが必要となりますので詳細はお問い合わせください。

※住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

※この給付金は法律により、所得税などの課税および差し押さえの対象とはなりません。

お問い合わせ

神石高原町役場 福祉課 ☎0847-89-3320
受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）
〒720-1522 神石郡神石高原町小島1701番地